

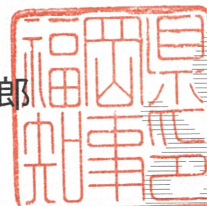
産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市戸畑区銀座二丁目3番3号

氏名 株式会社磯部
代表取締役 磯部 和孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 2 年 9 月 21 日

許可の有効年月日 令和 7 年 9 月 20 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎（移動式））：がれき類 以上1品目

中間処理（破碎（移動式を含む。））：木くず 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設（移動式）：取扱品目 がれき類

保管場所 福岡県北九州市門司区大字柄杓田字西長尾753番の2

設置年月日 平成22年3月5日

処理能力 1,400t/日（8時間）

許可年月日 平成22年3月5日

許可番号 第557号

破碎施設（移動式兼用）：取扱品目 木くず

設置場所 福岡県京都郡苅田町鳥越町2番6

設置年月日 令和3年9月1日

処理能力 362t/日（8時間）

許可年月日 平成19年6月18日

許可番号 第525号

以下余白

3. 許可の条件

（1）移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

（2）木くずの破碎処理について、一次破碎機を使用する場合は、その破碎後物の全量を二次破碎機に投入して行うこと。

（3）木くずの破碎施設については、362t/日以下の処理能力となるスクリーンを使用すること。

以下余白

（以下裏面記載）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 9月21日 更新許可

平成19年 8月 2日 変更許可により中間処理（破碎）の追加

平成21年 3月19日 変更許可により中間処理（破碎）を中間処理（破碎（移動式を含む。））に変更

平成22年 9月21日 更新許可

平成27年 9月21日 更新許可

令和 2年 9月21日 更新許可

令和 3年12月21日 変更届出により破碎施設（移動式兼用）の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無